別紙第二号書式〔第12条〕

第　　号
官職
氏名

納付受託者の納付事務に関する質問検査章

上記の者は、自動車重量税法第10条の６第３項に規定する質問及び検査を行う職員であることを証明する。

年　月　日　発行
年　月　日限り有効

国土交通大臣　　印

（用紙　日本産業規格Ｂ８）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（自動車重量税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　自動車重量税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

○財務省令第二十一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、並びに国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第六十五条第四項及び第六十六条第四項、国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十三条並びに予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、国税通則法施行規則及び国税収納金整理資金事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　　財務大臣　鈴木　俊一

国税通則法施行規則及び国税収納金整理資金事務取扱規則の一部を改正する省令

（国税通則法施行規則の一部改正）

第一条　国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

3　第一項の規定は、税関の当該職員が、次の各号に掲げる場合において、法第十二条第四項ただし書の規定により当該各号に定める書類を交付したときは、適用しない。

一　法第三十三条第三項（賦課決定の所轄庁等）の規定により税関長が法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定を行う場合において、当該賦課決定が消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第三項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）の規定により直ちに徴収する消費税又は本邦に入国する者が、入国の際に携帯し、若しくは別送して輸入する物品につき徴収すべき消費税等（法第二条第三号（定義）に規定する消費税等をいう。次号において同じ。）に係るものであるときその他特別の必要に基づき国税（法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）を税関の当該職員に即納させるとき　法第三十三条第三項の規定により読み替えて適用される法第三十二条第三項又は第四項に規定する賦課決定通知書（同条第一項第一号に掲げる場合にあつては、納税告知書）

二　法第四十五条第一項（税関長又は国税局長が徴収する場合の読替規定）の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項（納税の告知）の規定により税関長が納税の告知を行う場合において、当該納税の告知が本邦に入国する者が、入国の際に携帯し、又は別送して輸入する物品につき課する消費税等に係るものであるときその他特別の必要に基づき国税を税関の当該職員に即納させるとき　納税告知書

第一条の三第一項第二号中「（法第二条第一号（定義）に規定する国税をいう。以下同じ。）」を削る。

第一条の四第二号中「第十一条の六第四項第二号」を「第十一条の七第四項第二号」に、「第十一条の九第一項」を「第十一条の十第一項」に改める。

第二条第一項第三号中「三十万円」の下に「（税関長が課する国税を納付しようとする金額にあつては、百万円）」を加え、同条第二項第一号中「又は税務署」を「、税務署又は税関」に改める。

第四条から第六条まで及び第八条から第十条までの規定中「国税庁長官」の下に「又は財務大臣」を加える。

第十一条の九を第十一条の十とし、第十一条の二から第十一条の八までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の一条を加える。

（加重された過少申告加算税等の対象となる帳簿等）

第十一条の二　法第六十五条第四項（過少申告加算税）に規定する財務省令で定める帳簿は、同項に規定する修正申告等又は法第六十六条第四項（無申告加算税）に規定する期限後申告等の基因となる事項に係る次に掲げる帳簿のうち、法第六十五条第四項第一号に規定する特定事項（以下この条において「特定事項」という。）に関する調査について必要があると認められるものとする。

一　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第五十八条第一項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳及び総勘定元帳

二　所得税法施行規則第五十六条第一項ただし書（青色申告者の備え付けるべき帳簿書類）の規定により同項ただし書に規定する財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができる帳簿

三　所得税法施行規則第百二条第一項（事業所得等に係る取引に関する帳簿の記録の方法及び帳簿書類の保存）に規定する帳簿

四　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十四条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳及び総勘定元帳

五　法人税法施行規則第六十六条第一項（取引に関する帳簿及びその記載事項等）に規定する帳簿

六　消費税法第三十条第七項（仕入れに係る消費税額の控除）に規定する帳簿（同条第八項第一号又は第二号に掲げるものに限る。）、同法第三十八条第二項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）に規定する帳簿、同法第三十八条の二第二項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）に規定する帳簿及び同法第五十八条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿（同法第二条第一項第八号（定義）に規定する資産の譲渡等又は同項第十二号に規定する課税仕入れに関する事項の記録に係るものに限る。）

2　法第六十五条第四項第一号に規定する財務省令で定める事項は、売上げ（業務に係る収入を含む。）とする。